

# JIS

## 建築用シーリング材

JIS A 5758 : 2022

(JSIA/JSA)

令和 4 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	清 家 剛	東京大学
(委員)	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	勝 俣 英 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社大林組)
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	輿 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式 会社)
	田 辺 新 一	早稲田大学
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	山 田 剛	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 54.7.1 改正：令和 4.12.20

官 報 掲 載 日：令和 4.12.20

原 案 作 成 者：日本シーリング材工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-5 翔和須田町ビル TEL 03-3255-2841)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 清家 剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
4.1 タイプ及びクラスによる区分	3
4.2 耐久性, 主成分及び製品形態による区分	4
5 性能	5
5.1 タイプ G のシーリング材の性能	5
5.2 タイプ F のシーリング材の性能	5
6 試験	8
6.1 一般	8
6.2 スランプ	8
6.3 弾性復元性	8
6.4 引張特性	9
6.5 定伸長下での接着性	9
6.6 圧縮加熱及び引張冷却後の接着性	9
6.7 拡大・縮小繰返し後の接着性	10
6.8 高温状態及び湿潤状態でのガラス越しの人工光暴露後の接着性	10
6.9 水浸せき後の定伸長下での接着性	11
6.10 水浸せき後の接着性	11
6.11 体積損失	11
6.12 耐久性	12
7 製品の呼び方	12
8 検査	12
9 表示	13
附属書 JA (規定) 耐久性による区分に適用できる主成分による区分	14
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	15
附属書 JC (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	16
解 説	17

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本シーリング材工業会（JSIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5758:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 5 年 6 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5758:2016** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 建築用シーリング材

## Sealants for sealing and glazing in buildings

### 序文

この規格は、2002年に第2版として発行されたISO 11600及び2011年に発行されたAmendment 1を基とし、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補（amendment）については、編集し、一体とした。

なお、耐久性による区分に適用できる主成分による区分を示す表を、附属書JAに示す。

また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を附属書JCに記載する。

### 1 適用範囲

この規格は、金属、コンクリート、ガラスなどの建築用構成材の接合部の目地に不定形の状態で充填し、硬化又は乾燥することによって目地をシールして水密性及び気密性を確保するために使用する建築用シーリング材（以下、シーリング材という。）について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11600:2002, Building construction – Jointing products – Classification and requirements for sealants + Amendment 1:2011 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS A 1439:2022 建築用シーリング材の試験方法

**注記** 対応国際規格における引用規格：ISO 6927:2021, Building and civil engineering sealants – Vocabulary

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。